

(1) 通所介護の利用料

【基本部分：通所介護費（通常規模型）】

所要時間 (1回あたり)	利用者の 要介護度	通所介護費	
		基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金 (=基本利用料の1割)※(注2)参照
3時間以上 5時間未満	要介護1	4,000円	400円
	要介護2	4,570円	457円
	要介護3	5,140円	514円
	要介護4	5,710円	571円
	要介護5	6,280円	628円
5時間以上 7時間未満	要介護1	6,020円	602円
	要介護2	7,080円	708円
	要介護3	8,140円	814円
	要介護4	9,200円	920円
	要介護5	10,260円	1,026円
7時間以上 9時間未満	要介護1	6,900円	690円
	要介護2	8,110円	811円
	要介護3	9,370円	937円
	要介護4	10,630円	1,063円
	要介護5	11,880円	1,188円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金
延長加算	所要時間が9時間以上10時間未満の場合	500円	50円
	所要時間が10時間以上11時間未満の場合	1,000円	100円
	所要時間が11時間以上12時間未満の場合	1,500円	150円
入浴介助加算	利用者の入浴介助を行った場合 (1日につき)	500円	50円

個別機能訓練加算Ⅰ	当該加算の体制・人材要件を満たし、利用者へ機能訓練を行った場合（1日につき）	420円	42円
個別機能訓練加算Ⅱ	※それぞれの要件を満たした上で、機能訓練を行った場合、加算Ⅰと加算Ⅱをそれぞれ算定できる。	500円	50円
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者へサービス提供した場合（1日につき）	600円	60円
栄養改善加算	利用者へ栄養食事相談等の栄養改善サービスを行った場合（1回につき。月2回まで）	1,500円	150円
口腔機能向上加算	利用者へ口腔清掃指導や摂食・嚥下機能訓練などの口腔機能向上サービスを行った場合（1回につき。月2回まで）	1,500円	150円
サービス提供体制強化加算Ⅰ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1回につき）	120円	12円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	※加算Ⅰ又は加算Ⅱのいずれか1つを算定する。	60円	6円
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域等（＝新潟県の場合は全域）において、通常の事業の実施地域以外に居住する利用者へサービス提供した場合 ※（注3）	1月の利用料金（基本部分＋延長加算）の5%	左記額の1割
介護職員処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合※（注3） ※加算Ⅰ～Ⅲのいずれか1つを算定する。	1月の利用料金（基本部分＋各種加算減算）の1.9%（注4）	左記額の1割
介護職員処遇改善加算Ⅱ			
介護職員処遇改善加算Ⅲ			

（注3）当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

（注4）加算Ⅱは加算Ⅰの90%、加算Ⅲは加算Ⅰの80%となります。

【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額	
		基本利用料	利用者負担金
事業所と同一建物に居住する利用者へのサービス提供減算	当該減算の要件に該当した場合（1日につき）	940円	94円

（2）介護予防通所介護の利用料

【基本部分：介護予防通所介護費】

利用者の要介護度	介護予防通所介護費（1月につき）	
	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金 （＝基本利用料の1割）※（注2）参照
要支援1	20,990円	2,099円
要支援2	42,050円	4,205円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件（概要）	加算額	
		基本利用料	利用者負担金
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者へサービス提供した場合（1月につき）	2,400円	240円
生活機能向上グループ活動加算	利用者へ日常生活上の支援のための活動を行った場合（1月につき） ※ただし、運動器機能向上加算・栄養改善加算・口腔機能向上加算のいずれかを算定している場合は算定しない。	1,000円	100円
運動器機能向上加算	利用者へ個別的な機能訓練等の運動器機能向上サービスを行った場合（1月につき）	2,250円	225円
栄養改善加算	利用者へ栄養食事相談等の栄養改善サービスを行った場合（1月につき）	1,500円	150円
口腔機能向上加算	利用者へ口腔清掃指導や摂食・嚥下機能訓練等の口腔機能向上サービスを行った場合（1月につき）	1,500円	150円
選択的サービス複数実施加算Ⅰ	利用者へ選択的サービスのうち複数のサービスを行った場合（1月につき）	4,800円	480円
選択的サービス複数実施加算Ⅱ	※ただし、運動器機能向上加算・栄養改善加算・口腔機能向上加算のいずれかを算定している場合は算定しない。 また、加算Ⅰ又は加算Ⅱのいずれか1つを算定する。	7,000円	700円
事業所評価加算	当該加算の算定基準に適合し、かつ、評価対象期間中、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった場合（1月につき）	1,200円	120円
サービス提供体制強化加算Ⅰ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1月につき）	要支援1 480円 要支援2 960円	48円 96円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	※加算Ⅰ又は加算Ⅱのいずれか1つを算定する。	要支援1 240円 要支援2 480円	24円 48円
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域等（＝新潟県の場合は全域）において、通常の事業の実施地域以外に居住する利用者へサービス提供した場合 ※（注3）	1月の利用料金（基本部分＋延長加算）の5%	左記額の1割
介護職員処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合 ※（注3） ※加算Ⅰ～Ⅲのいずれか1つを算定する。	1月の利用料金（基本部分＋各種加算減算）の1.9% ※（注4）	左記額の1割
介護職員処遇改善加算Ⅱ			
介護職員処遇改善加算Ⅲ			

(注3) 当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(注4) 加算Ⅱは加算Ⅰの90%、加算Ⅲは加算Ⅰの80%となります。

【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件		減算額	
			基本利用料	利用者負担金
事業所と同一建物に 居住する利用者への サービス提供減算	当該減算の要件に該当した場合 (1月につき)	要支援1	3,760円	376円
		要支援2	7,520円	752円

(3) その他の費用

延長料金	利用者の希望により、サービス提供時間を超えてサービスを利用した場合、1時間につき1,000円の延長料金をいただきます。
食費	食事の提供を受けた場合、1回につき500円の食費をいただきます。
おむつ代	おむつの提供を受けた場合、実費をいただきます。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの(利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など)について、費用の実費をいただきます。

(4) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。また、介護予防通所介護は、利用料が月単位の定額のため、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	利用者負担金の30%の額
利用予定日の当日	利用者負担金の100%の額

(注) 利用予定日の前々日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。